| 新 | 給水装置工事施行基準(新旧対照表) 旧 | 備考 |
|---|---|--|
| 第1節 給水装置の概要 | 第1節 給水装置の概要 | |
| 1 水道の目的 今日水は飲料その他の生活用水としてはもちろん,工業用水、農業用水等多種多様の用 途に使われており、今後水の用途はますます広がる傾向にある。 これらの用途の中で私達の生活に不可欠である飲料水としての供給を行う施設を「水 道」といっており、現在水道は、衛生施設のみでなく利便施設の基盤的施設となっている。 水道は、清浄にして豊富低療な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改 善とに寄与することを目的とするものである。 2 給水装置の定義 「給水装置の定義 「給水装置の定義 「給水装置のとは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられ給水管及びこれに直結する給水用具をいう(法第3条第9項)。 なお、給水管、直結する給水用具とは、次のとおりである。 「給水管」とは、管理者の配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管、又は他の給水管から分岐して設けられた管をいう。 「直結する給水用具」とは、熱水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水保等から例取りのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水保等からの別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管、又は他の給水管から分岐して設けられた管をいう。 「海外路具」とは、結水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水保等かの利用をいい、ゴムホース等、容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まない。 「特殊路具」とは、治水管に適合しない水を給水する給水用具をいう。とい等でいったん水道水を受水槽に受けて給水する場合には、配水管から受水槽への注水口までが給水装置であり、受水槽に受けて給水する場合には、配水管から受水槽への注水口までが給水装置であり、受水槽に受けて結水する場合には、配水管から受水槽への注水口までが高水装置であり、受水槽に受けては、かま、6糖及び酸素の工事をいう。この場合は、「工事」とは、江本に先立って行う調査から、計画の立案、工事の施工、竣工検査までの一連の過程の全部又は一部をいう。 3 配水施設と給水装置 [1] 水道水は、管理者が管理する水道施設を通して各帯要者に供給される。水道施設は、河川水や地下水等を原水として取水施設の総体をいい、貯水施設・取水施設・海水施設・浄水施設・送水施設及び配水施設の金浦とは、河川水や地下水等を原水として取水施設の2部水を通して給水を通いを指するより、対路では、対路では、対路では、対路では、対路では、対路では、対路を通いに、対路では、対路では、対路では、対路では、対路を通いの対路では、対路を対路を通いないが、対路では、対路を対路を通いないが、対路を通いを対路を通いないが、対路を通いないが、対路では、対路を対路を通いないが、対路を通いないが、対路を通いないが、対路では、対路を対路を対路を対路を対路を対路を対路を対路を対路を対路を対路を対路を対路を対 | 1 水道の目的 今日水は飲料その他の生活用水としてはもちろん,工業用水,農業用水等多種多様の用途に使われており,今後水の用途はますます広がる傾向にある。これらの用途の中で私達の生活に不可欠である飲料水としての供給を行う施設を「水道」といっており、現在水道は、衛生施設のみでなく利便施設の基盤的施設となっている。水道は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とするものである。 2 給水装置の定義 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた結水管及びこれに直結する給水用具をいう、(法第3条第9項)。 なお、給水管、直結する給水用具とは、次のとおりである。 「給水管」とは、管理者の配水管から側別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管、又は他の絡水管から分岐して設けられた管をいう。 「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ゴムホース等、容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まない。 ビル等でいったん水道水を受水槽に受けて給水する場合には、配水管から受水槽への注水口までが給水装置であり、受水槽以下はこれに当たらない。 なお、「給水装置であり、受水槽は下はこれに当たらない。 なお、「給水装置であり、受水槽は下はこれに当たらない。 なお、「給水装置であり、受水槽は下はこれに当たらない。 なお、「給水装置であり、受水槽に受けて給水する場合には、配水管から受水槽への注水口までが給水装置での一連の過程の全部又は一部をいう。 3 配水施設と給水装置 | 【追記】 特殊器具の定義を記載。 (「第五版 水道法逐条 解説」日本水道協会より 一部抜粋) |
| 1-1-1 | 1-1-1 | |

| | `水装置工事施行基準(新旧対照表) | 1215 - 149 |
|---|--|------------|
| 新 | 旧 | 備考 |
| 需要者の必要とする水量、水圧を適正に供給すること等であり、配水池・配水塔・高架 | (3) 給水管の分岐は,配水管の強度に悪影響を与えないこと,他の需要者の水利用に支障 | |
| タンク・配水管・ポンプ及びバルブその他の付属設備から構成される。 | を生じさせないこと等が必要である。また,管理者が管理している水道水の水質等を保 | 【修正】 |
| (3) 給水管の分岐は,配水管の強度に悪影響を与えないこと,他の需要者の水利用に支障 | 持したまま給水栓まで届ける必要があることからも,給水管の分岐工事は,適正な給水 | 追記に伴うページずれ |
| を生じさせないこと等が必要である。また,管理者が管理している水道水の水質等を保 | 用具を使用して正しい施工方法により行わなければならない。 | |
| 持したまま給水栓まで届ける必要があることからも、給水管の分岐工事は、適正な給水 | なお,分岐工事の施工方法については,「第3章第3節給水装置の施工」を参照。 | |
| 用具を使用して正しい施工方法により行わなければならない。 | 4 給水装置の種別 | |
| なお,分岐工事の施工方法については,「第3章第3節給水装置の施工」を参照。 | 給水装置は、次の3種に区分する(条例第3条)。 | |
| 4 給水装置の種別 | (1) 専用給水装置(1世帯又は1か所で専ら使用するもの) | |
| 給水装置は、次の3種に区分する(条例第3条)。 | (2) 共用給水装置(屋外に設置し、2世帯以上で共同して使用するもの) | |
| (1) 専用給水装置(1世帯又は1か所で専ら使用するもの) | (3) 私設消火栓(消防用に使用するもの) | |
| (2) 共用給水装置(屋外に設置し、2世帯以上で共同して使用するもの) | | |
| (3) 私設消火栓(消防用に使用するもの) | 5 給水装置工事の種類 | |
| | 給水装置工事の種類は、工事の内容によって次のとおり分類される。 | |
| 5 給水装置工事の種類 | (1) 新設工事 | |
| 給水装置工事の種類は、工事の内容によって次のとおり分類される。 | 新たに給水装置を設置する工事。 | |
| (1) 新設工事 | (2) 改造工事 | |
| 新たに給水装置を設置する工事。 | 給水装置の原形を変える工事であって、改造、増設及び一部撤去の各工事。 | |
| (2) 改造工事 | (3) 撤去工事 | |
| 給水装置の原形を変える工事であって、改造、増設及び一部撤去の各工事。 | 給水装置を配水管,又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事。通常は給水装置が | |
| (3) 撤去工事 | 不要になった場合,その給水装置所有者から申込みを受けて行う工事をいう。 | |
| 給水装置を配水管,又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事。通常は給水装置が | (4) 修繕工事 | |
| 不要になった場合,その給水装置所有者から申込みを受けて行う工事をいう。 | 法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので, | |
| (4) 修繕工事 | 原則として,給水装置の原形を変えない給水管,給水栓等の部分的な破損箇所を修理す | |
| 法第 16 条の 2 第 3 項の <mark>国土交通省令</mark> で定める給水装置の軽微な変更を除くもので, | る工事。 | 【修正】 |
| 原則として,給水装置の原形を変えない給水管,給水栓等の部分的な破損箇所を修理す | ※給水装置の軽微な変更(施行規則第 13 条) | 水道法の一部改正によ |
| る工事。 | 法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は,単独水栓 | る整理 |
| ※給水装置の軽微な変更(施行規則第 13 条) | の取替え及び補修並びにこま, パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部 | |
| 法第 16 条の 2 第 3 項の <mark>国土交通省令</mark> で定める給水装置の軽微な変更は,単独水栓 | 品の取替え(配管を伴わないものに限る)とする。 | |
| の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部 | | |
| 品の取替え(配管を伴わないものに限る)とする。 | 6 給水装置工事に際しての留意点 | |
| | (1) 工程管理 | |
| 6 給水装置工事に際しての留意点 | 常に工事の進行状況について把握し,予定の工事工程と実績とを比較して工事の円滑 | |
| (1) 工程管理 | な進行を図る。 | |
| 常に工事の進行状況について把握し,予定の工事工程と実績とを比較して工事の円滑 | (2) 施工管理 | |
| な進行を図る。 | 工事に先立ち、管理者と打合せを行った施工計画に基づき工事の適正な施工管理を行 | |
| (2) 施工管理 | う。 | |
| 工事に先立ち、管理者と打合せを行った施工計画に基づき工事の適正な施工管理を行 | 断水連絡,布設替え,その他特に施工の時間が定められた箇所については,管理者や | |
| 1-1-2 | 1-1-2 | |

新

断水連絡,布設替え、その他特に施工の時間が定められた箇所については、管理者や 関係機関と事前に打合せを行い、指定時間内において円滑な工程の進行を図る。

(3) 施工の確認

う。

管理者が常に施工状況の確認ができるよう必要な資料の提出及び報告等適切な処置を 講じる。

(4) 現場付近住民への説明等

工事着手に先立ち、現場付近住民に対し、工事内容について、具体的な説明を行い、 工事の施行について十分な協力が得られるよう努める。なお、工事内容を現場付近住民 や通行人に周知させるための広報板等を使用し、必要な広報措置を行う。

(5) 障害物の取扱い

工事施工中他の者の所管に属する地下埋設物,地下施設その他工作物の移設・防護・ 切り廻し等を必要とするときは,速やかに管理者や埋設管等の管理者に申し出て,その 指示を受ける。

(6) 労働災害の防止

「労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること」がないよう「労働安全衛生法」を遵守しなければならない。

(7) 公衆災害の防止

工事の施行に際し、騒音規制法・振動規制法・公害防止条例等関係法令等を遵守し、住民等の安全を確保する。また、建設物、道路等の施設に障害を及ぼさないよう十分に注意するとともに、沿道住民から騒音、振動、じんあい等による苦情が起こらないように適切な措置を講じる必要がある。特に住宅地において、騒音を発する機械類を使用する際は、付近住民の了解を得るとともに、機械消音器の整備又は、消音覆い等の使用により騒音を軽減させる。

(8) 安全行動の徹底

過去の災害の尊い教訓等をもとに、労働安全衛生法令及び建設工事公衆災害防止対策 要綱が制定されている。工事責任者(給水装置工事主任技術者)はこのことを重く受け 止め、工事現場はチームプレーであることを念頭において、現場で働く工事従事者全員 で安全行動の徹底を図るよう努めなければならない。

(9) 応急措置

工事の施行にあたり、事故が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な 措置を講じたうえ、事故の状況及び措置内容を管理者や関係機関に報告する。 関係機関と事前に打合せを行い、指定時間内において円滑な工程の進行を図る。

ĺΗ

(3) 施工の確認

管理者が常に施工状況の確認ができるよう必要な資料の提出及び報告等適切な処置 を講じる。

(4) 現場付近住民への説明等

工事着手に先立ち,現場付近住民に対し,工事内容について,具体的な説明を行い, 工事の施行について十分な協力が得られるよう努める。なお,工事内容を現場付近住民 や通行人に周知させるための広報板等を使用し,必要な広報措置を行う。

(5) 障害物の取扱い

工事施工中他の者の所管に属する地下埋設物,地下施設その他工作物の移設・防護・ 切り廻し等を必要とするときは,速やかに管理者や埋設管等の管理者に申し出て,その 指示を受ける。

(6) 労働災害の防止

「労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること」がないよう「労働安全衛生法」を遵守しなければならない。

(7) 公衆災害の防止

工事の施行に際し、騒音規制法・振動規制法・公害防止条例等関係法令等を遵守し、住民等の安全を確保する。また、建設物、道路等の施設に障害を及ぼさないよう十分に注意するとともに、沿道住民から騒音、振動、じんあい等による苦情が起こらないように適切な措置を講じる必要がある。特に住宅地において、騒音を発する機械類を使用する際は、付近住民の了解を得るとともに、機械消音器の整備又は、消音覆い等の使用により騒音を軽減させる。

(8) 安全行動の徹底

過去の災害の尊い教訓等をもとに、労働安全衛生法令及び建設工事公衆災害防止対策 要綱が制定されている。工事責任者(給水装置工事主任技術者)はこのことを重く受け 止め、工事現場はチームプレーであることを念頭において、現場で働く工事従事者全員 で安全行動の徹底を図るよう努めなければならない。

(9) 応急措置

工事の施行にあたり、事故が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な 措置を講じたうえ、事故の状況及び措置内容を管理者や関係機関に報告する。 【修正】

追記に伴うページずれ

備

考

1-1-3

1-1-3

| | 於水装置工事施行基準(新旧対照表) | |
|--|---|------------|
| 新 | 旧 | 備考 |
| 第2節 工事施行に伴う申請手続等 | 第2節 工事施行に伴う申請手続等 | |
| | | |
| | | |
| 1 給水装置工事の施行承認 | 1 給水装置工事の施行承認 | |
| 1.1 施行承認の意義 | 1.1 施行承認の意義 | |
| 給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受け | 給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受け | |
| なければならない。 | なければならない。 | |
| これは、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危 | これは,管理者の配水管を損傷しないこと,他の需要者への給水に支障を生じたり危 | |
| 害を与えないこと,また,水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためで | 害を与えないこと,また,水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためで | |
| ある。 | ある。 | |
| ※ 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは、条例第32条第1号の | ※ 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは,条例第32条第1号の | |
| 規定により過料が科せられる。 | 規定により過料が科せられる。 | |
| 1.2 施行承認する工事 | 1.2 施行承認する工事 | 【修正】 |
| (1) 給水装置を新設する工事 | (1) 給水装置を新設する工事 | 水道法の一部改正によ |
| (2) 給水装置を改造する工事 | (2) 給水装置を改造する工事 | る整理 |
| (3) 給水装置を修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の <mark>国土交通省</mark> で定める給水装置の軽微な変更を | (3) 給水装置を修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省で定める給水装置の軽微な変更を | |
| 除く)する工事 | 除く)する工事 | |
| (4) 給水装置を撤去する工事 | (4) 給水装置を撤去する工事 | |
| 1.3 承認要件 | 1.3 承認要件 | |
| (1) 給水区域内であって,当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。 | (1) 給水区域内であって,当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。 | |
| (2) 当該給水装置による計画使用水量が,分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力 | (2) 当該給水装置による計画使用水量が,分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力 | |
| の範囲内であること。 | の範囲内であること。 | |
| (3) 当該給水装置の口径は適正であること。 | (3) 当該給水装置の口径は適正であること。 | |
| 4) 計画使用水量は,効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。 | (4) 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。 | |
| (5) メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。 | (5) メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。 | |
| (6) 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は,その既設給 | (6) 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は,その既設給 | |
| 水装置を撤去すること。 | 水装置を撤去すること。 | |
| (7) その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。 | (7) その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。 | |
| 1.4 施行承認の申込み | 1.4 施行承認の申込み | |
| 施行承認の申込みは,施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。 | 施行承認の申込みは,施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。 | |
| (1) 『給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書』(施行規程様式第1号) | (1) 『給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書』(施行規程様式第 1 | |
| の所定欄に必要事項を記入して管理者に提出する。 | 号)の所定欄に必要事項を記入して管理者に提出する。 | |
| アー装置場所 | ア・装置場所 | |
| 給水装置を使用する場所の所在地を記入する。 | 給水装置を使用する場所の所在地を記入する。 | |
| イ 申請者,使用者 | イ 申請者,使用者 | |
| | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 押印不要)。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフ | 押印不要)。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフ | |
| リガナを記入する。 | リガナを記入する。 | |
| 2-2-1 | 2-2-1 | |
| 221 | 221 | |

| 新 | 旧 | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
| 種別 表示記号 種別 表示記号 種別 表示記号 | 別 表示記号 種 別 表示記号 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 給水栓類 | 栓類 ──────────────────────────────────── | | | | | | |
| 注: ここで、特殊器具とは、特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークー 図 3 - 17 給水栓類の表示記号(平面図) | | | | | | | |
| 種 別 表示記号 種 別 表示記号 | | | | | | | |
| An | 別 表示記号 種 別 表示記号 | | | | | | |
| 給水 | 栓類 シャワーヘッド | | | | | | |
| ボールタップ | - O → | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 図 3 - 18 給水栓類の表示記号(立面図) | | | | | | |
| 名 称 受水槽 高置水槽 ポンプ 増圧装置 減圧式逆流防止器 表示記号 Image: Control of the property of the prop | 称 受水槽 高置水槽 ポンプ 増圧装置 減圧式逆流防止器 | | | | | | |
| 図 3 - 19 受水槽その他の表示記号 表示記 | F BP | | | | | | |
| | 図 3 - 19 受水槽その他の表示記号 | | | | | | |
| 名称 | | | | | | | |
| 新設 既設 新設 既改 | 60 A 50 M | | | | | | |
| 線別 実線 破線 一点鎖線 二点鎖線 実線を斜線で消す | A 称 | | | | | | |
| 記入例 | 線別 実線 破線 一点鎖線 二点鎖線 実線を斜線で消す | | | | | | |
| 記入例 | 記入例 | | | | | | |
| 図 3 - 20 工事別の表示記号 | | | | | | | |
| 3-1-31 | 図 3 - 20 工事別の表示記号 3-1-31 | | | | | | |

新

表 3-15 給水管及び給水用具の使用箇所別一覧表

1 配水管の分岐箇所から水道メーターまでに使用する給水管で、管理者が指定するもの

| 施行 | 管種 | 継手 | 口 径 |
|----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| <u> </u> | ▲ 水道用ポリエチレン管 | 水道用ポリエチレン管 | 20, 25, 40, 50 |
| \\\\ | (二層管) 1種 (JIS K 6762) | 金属継手 (JWWA B 116) | 20, 25, 40, 50 |
| 道 | 水道用硬質塩化 | 管端防食継手 (埋設用) | |
| | ビニルライニング鋼管 | SGP-VD 用継手 | 40, 50 |
| | SGP-VB, SGP-VD | 日本金属継手協会 | ※20 ㎜及び 25 ㎜は、一部使用可 |
| 路 | (JWWA K 116) | (JPF MP-003) | (図 3-95 参照) |
| | 水道用ステンレス鋼鋼管 | 水道用ステンレス鋼 | |
| | SUS 304, SUS 316 | 鋼管用継手 | 20, 25 |
| | (JWWA G 115) | (JWWA G 116) | |
| 内 | ダクタイル鋳鉄管 | ダクタイル鋳鉄異形管 | (GX形) (NS形) (K形) 注 1 |
| | (JIS G 5526) (JWWA G 113) | (JIS G 5527) (JWWA G 114) | 75, 100, 150, 200 |
| 注 2 | (JDPA G 1030, 1042, 1049) | (JDPA G 1031) | ※管工事は GX 形、K 形を使用 |
| | 水道配水用ポリエチレン管 | 水道配水用ポリエチレン管継手 | 50 <mark>, 75, 100</mark> |
| | (JWWA K 144) (PTC K 13) | (JWWA K 145) (PTC K 13) | ※管工事のみ使用 |
| | 水道用ポリエチレン管 | 水道用ポリエチレン管 | |
| | (二層管)1種 | 金属継手 (JWWA B 116) | 20, 25, 40, 50 |
| | (JIS K 6762) | 樹脂継手 | |
| بم | 水道用硬質塩化 | 管端防食継手(埋設用) | |
| 敷 | ビニルライニング鋼管 | SGP-VD 用継手 | |
| | SGP-VB, SGP-VD | 日本金属継手協会 | 20, 25, 40, 50, 75 |
| | (JWWA K 116) | (JPF MP-003) | 100, 150 |
| 地 | 水道用ステンレス鋼鋼管 | 水道用ステンレス鋼 | |
| - | SUS 304, SUS 316 | 鋼管用継手 | 20, 25, 40, 50 |
| | (JWWA G 115) | (JWWA G 116) | |
| | ダクタイル鋳鉄管 | ダクタイル鋳鉄異形管 | (GX形) (NS形) (K形) 注 1 |
| 内 | (JIS G 5526) (JWWA G 113) | (JIS G 5527) (JWWA G 114) | 75, 100, 150, 200 |
| | (JDPA G 1030, 1042, 1049) | (JDPA G 1031) | ※管工事はGX形、K形を使用 |
| | 水道用耐衝擊性 | 水道用耐衝 擊 性 | 第1止水栓より宅地内 |
| | 硬質ポリ塩化ビニル管 | 硬質ポリ塩化ビニル管継手 | 20, 25, 40, 50 |
| | (JIS K 6742) | (JIS K 6743) | |

給水管及び給水用具は、施行令第6条の規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合している 製品(基準適合品)を使用すること。 原則、配水管分岐部から第一止水栓または水道メーターまでの 管種は同一管種を使用すること。

注1:K型の使用にあたっては、3DkN以上の離脱防止力を有する継手とする。

注2:「道路内」とは、「道路形態を有するもの」を指す。

2 国道(直轄)における給水管(φ50mm以下)の管種

詳細については、「国道(直轄)における給水管(ϕ 50mm 以下)の管種について」(資料 17)を参照すること。

3 水道メーターから敷地内で直結して設ける給水管及び給水用具

給水管及び給水用具は、施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合している 製品(基準適合品)のなかから現場状況に応じたものを使用すること。

3-2-3

表 3-15 給水管及び給水用具の使用箇所別一覧表

旧

1 配水管の分岐箇所から水道メーターまでに使用する給水管で、管理者が指定するもの

| 施行 箇所 | 管種 | 継手 | 口径 |
|----------|---------------------------|---------------------------|---------------------|
| | 水道用ポリエチレン管 | 水道用ポリエチレン管 | 20. 25. 40. 50 |
| | (二層管) 1種 (JIS K 6762) | 金属継手 (JWWA B 116) | 20, 29, 40, 90 |
| 道 | 水道用硬質塩化 | 管端防食継手 (埋設用) | |
| | ビニルライニング鋼管 | SGP-VD 用継手 | 40, 50 |
| | SGP-VB, SGP-VD | 日本金属継手協会 | ※20 ㎜及び 25 ㎜は、一部使用可 |
| 路 | (JWWA K 116) | (JPF MP-003) | (図 3-95 参照) |
| РΗ | 水道用ステンレス鋼鋼管 | 水道用ステンレス鋼 | |
| | SUS 304, SUS 316 | 鋼管用継手 | 20, 25 |
| | (JWWA G 115) | (JWWA G 116) | |
| 内 | ダクタイル鋳鉄管 | ダクタイル鋳鉄異形管 | 注 1 |
| | (JIS G 5526) (JWWA G 113) | (JIS G 5527) (JWWA G 114) | (NS形) (K形) (GX形) |
| 注 | (JDPA G 1030, 1042, 1049) | (JDPA G 1031) | 75, 100, 150, 200 |
| 2 | 水道配水用ポリエチレン管 | 水道配水用ポリエチレン管継手 | 50 |
| | (JWWA K 144) (PTC K 13) | (JWWA K 145) (PTC K 13) | ※管工事のみ使用 |
| | 水道用ポリエチレン管 | 水道用ポリエチレン管 | |
| | (二層管)1種 | 金属継手 (JWWA B 116) | 20, 25, 40, 50 |
| | (JIS K 6762) | 樹脂継手 | |
| | 水道用硬質塩化 | 管端防食継手(埋設用) | |
| 敷 | ビニルライニング鋼管 | SGP-VD 用継手 | |
| | SGP-VB, SGP-VD | 日本金属継手協会 | 20, 25, 40, 50, 75 |
| | (JWWA K 116) | (JPF MP-003) | 100, 150 |
| 地 | 水道用ステンレス鋼鋼管 | 水道用ステンレス鋼 | |
| 地區 | SUS 304, SUS 316 | 鋼管用継手 | 20, 25, 40, 50 |
| | (JWWA G 115) | (JWWA G 116) | |
| | ダクタイル鋳鉄管 | ダクタイル鋳鉄異形管 | 注 1 |
| 内 | (JIS G 5526) (JWWA G 113) | (JIS G 5527) (JWWA G 114) | (NS形) (K形) (GX形) |
| | (JDPA G 1030, 1042, 1049) | (JDPA G 1031) | 75, 100, 150, 200 |
| | 水道用耐衝擊性 | 水道用耐衝擊性 | 第1止水栓より宅地内 |
| | 硬質ポリ塩化ビニル管 | 硬質ポリ塩化ビニル管継手 | 20, 25, 40, 50 |
| | (JIS K 6742) | (JIS K 6743) | |

給水管及び給水用具は,施行令第6条の規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合している製品(基準適合品)を使用すること。

注1:K型の使用にあたっては、3DkN以上の離脱防止力を有する継手とする。

注2:「道路内」とは、「道路形態を有するもの」を指す。

2 国道(直轄)における給水管(φ50mm以下)の管種

詳細については、「国道(直轄)における給水管(ϕ 50mm 以下)の管種について」(資料17)を参照すること。

3 水道メーターから敷地内で直結して設ける給水管及び給水用具

給水管及び給水用具は,施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合している 製品(基準適合品)のなかから現場状況に応じたものを使用すること。

3-2-3

【修正】

管工事におけるダクタ イル鋳鉄管について、 形式指定を追記

備 考

【追記】

管工事における水道配 水用ポリエチレン管の 口径に75、100mmを 追記

【追記】

第一止水栓または水道 メーターまでの管種指 定について追記 新

(2) 架橋ポリエチレン管の接合

接合には、メカニカル継手による接合と継手の本体に電熱線等の発熱体を埋め込んだ 電気融着式接合がある。

ア メカニカル継手による接合は、乳白色の単層管に使用する。

イ 電気融着式接合は、緑色の二層管に使用する。

(管をナット及びリングで締め 付けて水密性を確保する継手)

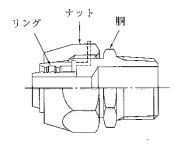
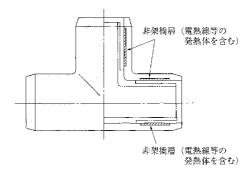


図 3 - 60 メカニカル 継手による 接合例

(電気融着だけで水密性 を確保する継手)



凶 3-61 電気融看式接合例

(3) ポリブデン管の接合

接合には、メカニカル継手による接合と継手の本体に電熱線等の発熱体を埋め込んだ 電気融着式接合と熱融着式接合がある。

ア メカニカル<mark>継手による</mark>接合

管を継手に差し込み、ナット、バンド、スリーブ等を締め付ける接合やOリングに より水密性を確保する接合方法である。

イ 電気融着式接合

継手内部に埋めてあるニクロム線を電気により発熱させ、継手内面と管外面とを融 着接合する。

ウ 熱融着式接合

ヒータで管の外面と継手の内面を加熱融着させて溶融した樹脂を接合する。

(4) ライニング鋼管の接合

硬質塩化ビニルライニング鋼管、耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管、ポリエチレ ン粉体ライニング鋼管の接合は、ねじ接合が一般的である。

ア ねじ接合

- (ア) この接合は、専用ねじ切り機等で管端にねじを切り、ねじ込む方法がある。
- (4) 使用するねじの規格としては、JIS B 0203「管用テーパねじ」が定められている。
- (ウ) ねじ切りに使用する切削油は、JWWA K 107 に規定された水道用の水溶性切削

3-3-11

(2) 架橋ポリエチレン管の接合

接合には、メカニカル式接合と継手の本体に電熱線等の発熱体を埋め込んだ電気融着 式接合がある。

 \Box

ア メカニカル式接合は、乳白色の単層管に使用する。

イ 電気融着式接合は、緑色の二層管に使用する。

(管をナット及びリングで締め 付けて水密性を確保する継手)

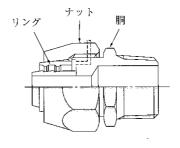
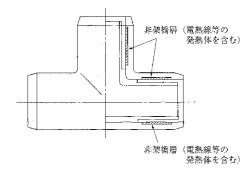


図 3-60 メカニカル接合例

(電気融着だけで水密性 を確保する継手)



凶 3-61 電気融看式接合例

(3) ポリブデン管の接合

接合には、メカニカル式接合と継手の本体に電熱線等の発熱体を埋め込んだ電気融着 式接合と熱融着式接合がある。

ア メカニカル式接合

管を継手に差し込み、ナット、バンド、スリーブ等を締め付ける接合やOリングに より水密性を確保する接合方法である。

イ 電気融着式接合

継手内部に埋めてあるニクロム線を電気により発熱させ、継手内面と管外面とを融 着接合する。

ウ 熱融着式接合

ヒータで管の外面と継手の内面を加熱融着させて溶融した樹脂を接合する。

(4) ライニング鋼管の接合

硬質塩化ビニルライニング鋼管、耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管、ポリエチレ ン粉体ライニング鋼管の接合は、ねじ接合が一般的である。

ア ねじ接合

- (ア) この接合は、専用ねじ切り機等で管端にねじを切り、ねじ込む方法がある。
- (4) 使用するねじの規格としては、JIS B 0203「管用テーパねじ」が定められている。
- (ウ) ねじ切りに使用する切削油は、JWWA K 107 に規定された水道用の水溶性切削

3-3-11

【修正】

メカニカル接合につい て文言修正

備

考

(技術指針修正に伴 う)

| 1 | χ 5 - 19 |
|-------|----------|
| 呼び径 | ねじ込み山数 |
| 15mm | 6 山 |
| 20mm | 7 山 |
| 25 mm | 6 山 |
| 32mm | 7 山 |
| 40mm | 7 山 |
| 50mm | 9 山 |
| 65mm | 10 山 |
| 80mm | 11.5 山 |
| 100mm | 14 山 |

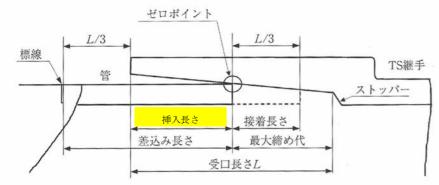
新

(5) 硬質塩化ビニル管の接合

ビニル管の接合は、接着剤を用いた TS 継手、ゴム輪形継手を使用する。

ア TS 継手による接合

- (ア) 接着剤は、均一に薄く塗布する。
- (イ) 接着剤を塗布後,直ちに継手に挿入し,管の戻りを防ぐため,口径 50 mm以下は30 秒以上,口径 75 mm以上は60 秒以上そのまま保持する。
- (ウ) はみ出した接着剤は、直ちに拭きとる。接着剤の規格としては、**JWWAS 101**「水道用硬質塩化ビニル管の接着剤」が定められている。
- (エ) 呼び径 40mm以下は受口長さ L の位置, 50mm以上は図 3 63 の記載のゼロポイント(管外径と受口内径が一致する点)長さに表 3-20 の接着長さを加えた位置に標線を引くものとする。



ただし、呼び径40mm以下では、必ずしも継手のストッパー部まで入らない場合もあるが、 それでも問題ない。

図 3 - 63 TS 継手の接合例

表 3-20 呼び径ごとの受口長さ・接着長さ

単位:mm

| 呼び径 | 13 | 16 | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 | 65 | 75 | 100 | 125 | 150 |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 受け口長さ | 26 | 30 | 35 | 40 | 45 | 55 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 接着長さ | _ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 20 | 20 | 25 | 30 | 35 | 45 |

3-3-13

表 3 - 19

旧

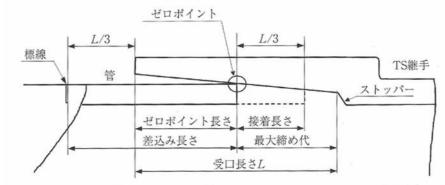
| 呼 び 径 | ねじ込み山数 |
|------------------|--------|
| 15mm | 6 山 |
| 20mm | 7 山 |
| $25~\mathrm{mm}$ | 6 山 |
| 32mm | 7 山 |
| 40mm | 7 山 |
| 50mm | 9 山 |
| 65mm | 10 山 |
| 80mm | 11.5 山 |
| 100mm | 14 山 |
| | |

(5) 硬質塩化ビニル管の接合

ビニル管の接合は、接着剤を用いた TS 継手、ゴム輪形継手を使用する。

ア TS 継手による接合

- (ア) 接着剤は、均一に薄く塗布する。
- (イ) 接着剤を塗布後,直ちに継手に挿入し,管の戻りを防ぐため,口径 50 mm以下は 30 秒以上,口径 75 mm以上は 60 秒以上そのまま保持する。
- (ウ) はみ出した接着剤は、直ちに拭きとる。接着剤の規格としては、JWWAS 101「水 道用硬質塩化ビニル管の接着剤」が定められている。
- (エ) 呼び径 40mm以下は受口長さLの位置,50mm以上は図 3 63の記載のゼロポイント(管外径と受口内径が一致する点)長さに P87表(表 3-20)の接着長さを加えた位置に標線を引くものとする。



ただし、呼び径40mm以下では、必ずしも継手のストッパー部まで入らない場合もあるが、 それでも問題ない。

図 3 - 63 TS 継手の接合例

表 3-20 呼び径ごとの受口長さ・接着長さ

単位:mm

| 呼び径 | 13 | 16 | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 | 65 | 75 | 100 | 125 | 150 |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 受け口長さ | 26 | 30 | 35 | 40 | 45 | 55 | 1 | _ | - | 1 | - | _ |
| 接着長さ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 20 | 20 | 25 | 30 | 35 | 45 |

3-3-13

【修正】

旧ページ表記のため修正

備

考

【修正】

ゼロポイント長さの名 称変更(技術指針修正 に伴う)

3.1 自己認証

(1) 自己認証

3 基準適合性の証明方法

製造者等は、自らの責任のもとで性能基準適合品を製造し若しくは輸入することのみならず、性能基準適合品であることを証明できなければ、消費者、指定給水工事業者及び管理者等の理解を得て販売することは困難となる。この証明を、製造者等が自ら又は製品試験機関等に委託して得たデータや作成した資料等によって行うことを自己認証という。

新

(2) 自己認証の方法

自己認証のための基準適合性の証明は、各製品が設計段階で基準省令に定める性能基準に適合していることの証明と当該製品が製造段階で品質の安定性が確保されていることの証明が必要となる。

設計段階での基準適合性は、自らが得た検査データや資料により基準適合性を証明してもよく、また、第三者の製品検査機関に依頼して証明してもよい。

一方,設計段階での基準適合性が証明されたからといってすべての製品が安全と直ちに言えるものではなく、製品品質の安定性の証明が重要となる。製品品質の安定性の証明には、ISO(国際標準化機構)9000シリーズの認証取得や活用等によって、品質管理が確実に行われている工場で製造される製品であることが製品品質の安定性の証明となる。

そして,製品の基準適合性や品質の安定性を示す証明書等が,製品の種類ごとに,消費者,指定給水工事業者及び管理者等に提出されることになる。

3.2 第三者認証

(1) 第三者認証

基準適合性の証明方法としては、自己認証のほかに製造業者等との契約により中立的な第三者機関が製品試験や工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録し、認証製品であることを示すマークの表示を認める方法(以下「第三者認証」という。)がある。

第三者認証を行う機関の要件及び業務実施方法については、国際整合化等の観点から、ISOのガイドライン(ISO/IECガイド 65:製品認証機関のための一般的要求事項)に準拠したものであることが望ましい。なお、厚生労働省では、*「給水装置に係る第三者認証機関の業務等の指針」(平成 9 年 6 月 30 日)を定めている。

※令和6年4月1日より厚生労働省から国土交通省・環境省へ所掌変更。

(2) 第三者認証の方法

第三者認証は、製造者等の希望に応じて第三者機関が基準に適合することを証明・認証する仕組みである。具体的には、自己認証が困難な製造業者や第三者認証の客観性に着目して、第三者による証明を望む製造者等が活用する制度である。この場合、第三者認証機関は、製品サンプル試験を行い、性能基準に適合しているか否かを判定するとともに、基準適合製品が安定・継続して製造されるか否か等の検査を行って、基準適合性

参-11-2

3 基準適合性の証明方法

3.1 自己認証

(1) 自己認証

製造者等は、自らの責任のもとで性能基準適合品を製造し若しくは輸入することのみならず、性能基準適合品であることを証明できなければ、消費者、指定給水工事業者及び管理者等の理解を得て販売することは困難となる。この証明を、製造者等が自ら又は製品試験機関等に委託して得たデータや作成した資料等によって行うことを自己認証という。

ĺΗ

(2) 自己認証の方法

自己認証のための基準適合性の証明は、各製品が設計段階で基準省令に定める性能基準に適合していることの証明と当該製品が製造段階で品質の安定性が確保されていることの証明が必要となる。

設計段階での基準適合性は、自らが得た検査データや資料により基準適合性を証明してもよく、また、第三者の製品検査機関に依頼して証明してもよい。

一方,設計段階での基準適合性が証明されたからといってすべての製品が安全と直ちに言えるものではなく、製品品質の安定性の証明が重要となる。製品品質の安定性の証明には、ISO(国際標準化機構)9000シリーズの認証取得や活用等によって、品質管理が確実に行われている工場で製造される製品であることが製品品質の安定性の証明となる。

そして、製品の基準適合性や品質の安定性を示す証明書等が、製品の種類ごとに、消費者、指定給水工事業者及び管理者等に提出されることになる。

3.2 第三者認証

(1) 第三者認証

基準適合性の証明方法としては、自己認証のほかに製造業者等との契約により中立的な第三者機関が製品試験や工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録し、認証製品であることを示すマークの表示を認める方法(以下「第三者認証」という。)がある。

第三者認証を行う機関の要件及び業務実施方法については、国際整合化等の観点から、ISOのガイドライン(ISO/IECガイド65:製品認証機関のための一般的要求事項)に準拠したものであることが望ましい。なお、厚生労働省では、「給水装置に係る第三者認証機関の業務等の指針」(平成9年6月)を定めている。

(2) 第三者認証の方法

第三者認証は、製造者等の希望に応じて第三者機関が基準に適合することを証明・認証する仕組みである。具体的には、自己認証が困難な製造業者や第三者認証の客観性に着目して、第三者による証明を望む製造者等が活用する制度である。この場合、第三者認証機関は、製品サンプル試験を行い、性能基準に適合しているか否かを判定するとともに、基準適合製品が安定・継続して製造されるか否か等の検査を行って、基準適合性を認証したうえで、当該認証機関の認証マークを製品に表示することを認める。

参-11-2

【追記】

所掌変更に係る補足説 明を追記

備

考

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|------------|
| 参考文献 | 参考文献 | 【修正・追記】 |
| | | 参考文献の修正・追記 |
| 1. 「給水装置工事の手引き」 第2版 給水工事技術振興財団 | 1. 「給水装置工事の手引き」 第2版 給水工事技術振興財団 | |
| 2. 「給水装置工事技術指針」 第 2 版 給水工事技術振興財団 | 2. 「給水装置工事技術指針」 第 2 版 給水工事技術振興財団 | |
| 3.「水道施設設計指針・解説」 2012 年版 日本水道協会 | 3.「水道施設設計指針・解説」 2012 年版 日本水道協会 | |
| 4. 「水道維持管理指針」 2006 年版 日本水道協会 | 4. 「水道維持管理指針」 2006 年版 日本水道協会 | |
| 5. 「配水管および給水装置の表示標準」 1977 年版 日本水道協会 | 5. 「配水管および給水装置の表示標準」 1977 年版 日本水道協会 | |
| 6. 「検査品目写真集」 1992 年版 日本水道協会 | 6. 「検査品目写真集」 1992 年版 日本水道協会 | |
| 7. 「水道工事標準仕様書」 平成 13 年 鹿児島市水道局水道部 | 7. 「水道工事標準仕様書」 平成 13 年 鹿児島市水道局水道部 | |
| 8.「水道工事標準仕様書」 2010 年版 日本水道協会 | 8. 「水道工事標準仕様書」 2010 年版 日本水道協会 | |
| 9.「空気調和衛生工学便覧」 第14版 空気調和・衛生工学会 | 9.「空気調和衛生工学便覧」 第 14 版 空気調和・衛生工学会 | |
| 10. 「給排水・衛生設備計画設計の実務の知識」 2010 年版 空気調和・衛生工学会 | 10. 「給排水・衛生設備計画設計の実務の知識」 2010 年版 空気調和・衛生工学会 | |
| 11.「水道用硬質塩化ビニル管技術資料」 塩化ビニル管,継手協会 | 11.「水道用硬質塩化ビニル管技術資料」 塩化ビニル管,継手協会 | |
| 12. 「建設用ステンレス配管マニュアル」 <mark>「配管マニュアル」「配管ガイド」</mark> | 12.「建設用ステンレス配管マニュアル」 ステンレス協会 | |
| ステンレス <mark>協会</mark> | 13.「水道用ライニング鋼管配管施工方法」 1996 年版 日本水道鋼管協会 | |
| 13.「水道用ライニング鋼管配管施工方法」 1996 年版 日本水道鋼管協会 | 14.「電食防止の手引き」 東京電食防止対策委員会 | |
| 14.「電食防止の手引き」 東京電食防止対策委員会 | 15. 「給排水設備技術基準・同解説」 2006 年版 日本建設センター | |
| 15. 「給排水設備技術基準・同解説」 2006 年版 日本建設センター | 16.「新・貯水槽の衛生管理」 第4版 ビル管理教育センター | |
| 16.「新・貯水槽の衛生管理」 第4版 ビル管理教育センター | 17. 「各都市給水装置設計施工基準」 | |
| 17. 「各都市給水装置設計施工基準」 | 18. 「管工事施工管理技術テキスト施工編(改正版)」 | |
| 18. 「管工事施工管理技術テキスト施工編(改正版)」 | (財)地域開発研究所 管工事施工管理技術研究会 | |
| (財)地域開発研究所 管工事施工管理技術研究会 | 19. 「給水装置」 改訂 10 版 大阪水道工業会研究所 | |
| 19. 「給水装置」 改訂 10 版 大阪水道工業会研究所 | 20.「水道配水用ポリエチレン管施工マニュアル」 平成 23 年 4 月 | |
| 20.「水道配水用ポリエチレン管施工マニュアル」 平成 23 年 4 月 | 鹿児島市水道局水道部 | |
| 鹿児島市水道局水道部 | | |
| 21. 「技術資料」 ポリブデン工業会 | | |
| 22. 「JWWA 規格」 日本水道協会 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |